

毎週火、金曜日発行（但休日相当日は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇告示 保安林の解除予定
農地法による土地配分計画の作成
米穀類臨時購入切符の様式
結核予防法による医療機関の指定
土地の立入の許可
- ◇正誤 昭和三十九年十一月十日付け鳥取県告示第五
百八十六号中訂正

告 示

鳥取県告示第六百十三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
気高郡気高町大字浜村字西浜七八三―七八一八（次の図に示す部分に限る。）七八三―一七四、七八三―一三三、七八三―二三五、七八三―二二七、七八三―二二八、
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
道路敷地とするため
（「一次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 二 解除予定に係る保安林の所在場所
気高郡青谷町大字長和瀬字西ノ坂六七七―一
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

三(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字高場二五十一、二五十二

(二) 保安林として指定された目的

魚つき

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百十四号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したため、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地	地区名	所在地	地	入	植	増	反	団	体	摘	要
(工区)	郡市	町村	大字	口数	予定	口数	口数	口数	口数	口数	口数
逢坂外四(神田)	西伯	名和	加茂	1	1	1	1	1	1	1	1

計

土地 逢坂外四(神田)

西伯 名和 加茂

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

鳥取県告示第六百十五号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三三号)

第四十四条第二項の規定に基づいて定めていた米穀類臨時購入切符の様式を廃止し、新たに様式を次のとおり定

めたので、同規則同条同項の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

表面

↑

1.3センチメートル

↓

裏面

第 号		米穀類臨時購入切符	
米 穀 類		鳥 取 県 印	
1 受配者	住 所	氏 名	
2 用 途			
3 種 類 別 数 量			
4 受配場所	所 在 地		
	小売販売業者名		
年 月 日		交付者名	

1.5センチメートル

1.8センチメートル

注 意 事 項

- この購入切符による配給は、表記の受配場所以外では受けられません。
- この購入切符の有効期間は、交付の日から一箇月です。
- この購入切符は、失つても再交付しません。
- この購入切符に鳥取県印その他所定の印のないものは、無効です。
- この購入切符を譲渡し、偽造し、又は変造した場合は、食糧管理法その他の法規によつて処罰されます。

鳥取県告示第六百十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十三年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 開 設 者

昭和三十三年 中島医院 米子市覆原一、中島 重行
十月二十日 尚徳分院 四一七ノ三番地

鳥取県告示第六百十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、土地の立入の許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十三年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

電氣に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）による電氣事業の用に供する電氣工作物に関する事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市円通寺、長谷、赤子田、倭人地内
岩美郡国府町大字箇益、谷、糸谷、清水、山根、神垣、新井、吉野、松尾、中河原、山崎、殿、神護、荒舟、上荒舟、上地、拾石、楠城、栃本、下木原、大石、石井谷、上木原、雨瀧地内
八頭郡家町大字米岡、土師百井、石田百井、万代寺、池田、久能寺、福本、郡家、宮谷、下門尾、門尾、奥谷、下坂、稻荷、西御門、市谷、殿、大門、花、覚王寺、福地、麻生、山志谷、落岩、明辺、姫路地内

八頭郡河原町大字布袋、稻常、袋河原、片山、河原、

長瀬、谷一木、渡一木、今在家、徳吉、高福、

山手、郷原、三谷、釜口、八日市、和奈見、佐

貫、曳田、天神原、湯谷、小畑、牛戸、中井、

本鹿、水根、小倉、山上、小河内、神馬、弓河

内、北村地内

八頭郡船岡町大字船岡、破岩、下濃、上野、郡家、見

槻中、隼福、福井、見槻地内

八頭郡若桜町大字高野、若桜、三倉、赤松、来見野、

諸鹿、屋堂羅、浅井、大炊、岸野、糸白見、須

澄、根安、不香田、長砂、湯原、岩屋堂、吉川、

中原、大野、小船地内

八頭郡八東町大字安井宿、日下部、横田、茂田、才代、

小別府、新興寺、徳丸、東、岩淵、鍛冶屋、皆

原、島、南、重枝、北山、富枝、日田、用呂、

中、志谷、神谷、横地、妻鹿野地内

八頭郡用瀬町大字赤波、鷹狩、美成、別府、用瀬、古

用瀬、金屋、家奥、屋住、安蔵、樟原、川中、

宮原地内

八頭郡智頭町大字市瀬、智頭、岩神、坂原、中田、山

根、三田、穂見、木原、埴師、横田、三吉、南

方、篠坂、毛谷、郷原、西野、大内、大呂、芦

津、八河谷、尾見、西谷、中原、福原、駒帰地

内

八頭郡佐治村大字葛谷、小原、刈地、古市、大井、津

無、森坪、津野、高山、加瀬木地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和三十三年十一月十日から

昭和四十一年十一月九日まで

正 誤

昭和三十三年十月十六日付け鳥取県告示第五百八十六号中次の箇所誤りがあったので訂正する。

頁行 誤 正

三二 成見村 成実村